

28個保審第4号
平成28年12月15日

福岡県知事 殿
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登

個人情報の利用の制限に関する例外について (答申)

平成28年12月2日28子育第2042号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の利用については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	保育士就職支援強化事業に係る福岡県保育士登録情報の利用事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
利用する個人情報の種類	氏名及び住所 (住所が政令指定都市・中核市以外の者の情報に限る。)
目的外利用の目的	福岡県保育士就職支援センターを運営している公益財団法人福岡県保育協会に委託し、県に登録している保育士の現在の就労状況の調査や再就職の意向確認を行い、相談会・研修等を通じて、潜在保育士等の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図る。
個人情報の取扱い	実施機関から委託を受けた当該保育協会が上記個人情報を利用して個人情報の本人に接触する場合には、当該保育協会において、当該本人に対し、実施機関から委託を受けたこと並びに福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、実施機関が保有する保育士登録簿に記載された氏名及び住所の提供を受けてこれを利用しているものであることを説明すること。 また、実施機関は、当該保育協会に対する上記個人情報の取扱いに係る監督を徹底すること。